

宇都宮市老人福祉センター団体利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市老人福祉センター条例（昭和45年3月28日条例第11号）（以下「条例という。」）第1条の2に規定する老人福祉センター（以下「センター」という。）を団体が利用する場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において団体とは、高齢者の福祉の向上を目的として構成された概ね10人以上の団体（以下、「団体」という。）をいう。

(利用できる団体)

第3条 利用許可の対象となる団体は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) センターの主催による教養講座の卒業生が構成する団体。
- (2) 団体の構成員の過半数が、宇都宮市内に住所を有する年齢60歳以上の者で構成される団体。ただし、営利、宗教及び政治団体は除く。
- (3) 宇都宮市が主催する事業、行事及び宇都宮市が共催、協賛等により行われる行事、事業を主宰する団体。
- (4) 国、県及び市等の公的機関の委嘱に基づく委員等により構成された団体。

2 市長は、センターの管理上支障がないと認める時は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する団体以外の団体にセンターを利用させることができる。

(利用できる施設)

第4条 利用許可の対象となる施設は、次のとおりとする。

ことぶき会館	教養娯楽室Ⅰ，教養娯楽室Ⅱ，会議室，敷設作業所Ⅰ， 教養娯楽室和室（2）
ふれあい荘	作業室，会議室，教養室（2），娯楽室（2），茶室
やすらぎ荘	第一教養室，第二教養室，第三教養室，会議室， 第一娯楽室，第二娯楽室，作業所，茶室
すこやか荘	会議室，和室（3），料理実習室，作業室1・2階
上河内老人福祉センター	集会室，教養娯楽室，栄養指導室，ゲートボール場

2 市長は、センターの管理上支障がないと認める時は、前項に規定する施設以外の施設を利用させることができる。

(利用時間)

第5条 利用時間は、センターの開館日の午前9時30分（宇都宮市上河内老人福祉センターは午前9時）から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(守るべき事項)

第6条 利用者は、利用にあたっては、次の事項を守らなくてはならない。

- (1) 条例及び同施行規則第7条に規定する事項。
- (2) 施設内での禁酒。

(使用許可の申請等)

第7条 この要領の第4条に規定する施設を利用しようとする団体は、あらかじめ使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の使用許可の申請について、その許可を決定したときは、当該申請団体に対し使用許可書を交付するものとする。
- 3 使用許可の申請の受付は、第3条第1項第1号を除き、利用日の該当月の前月の1日から利用日の前日までとする。ただし、利用料の減免を受けようとする場合は、利用日の10日前までに申請するものとする。

(使用料の減免申請等)

第8条 利用料の減免を受けようとする団体は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を決定した場合は、使用料減免決定通知書を当該申請団体に交付するものとする。
- 3 利用料の減免基準については、別表のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第10条により、市長が指定管理者にセンターの管理を行なわせるときは、この要領の第3条、第4条及び第7条の規程の適用については、これらの規定中「市長」とあるものは、「指定管理者」とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する

附 則

この要領は、平成19年3月31日から適用する

使用料減免基準

宇都宮市老人福祉センター団体利用取扱要領第8条に定める使用料の減免については、下表の基準によるものとする。

記

		減 免
1	要領第3条第1項第1号または第2号に規定する団体が、高齢者の生きがいや福祉の向上に資する目的で利用する場合	使用料の全額免除
2	要領第3条第1項第3号に規定する団体が、団体本来の目的で利用する場合	